災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

坂井市(以下「甲」という。)と一般社団法人福井県産業資源循環協会(以下「乙」という。)とは、災害発生時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、坂井市域における災害により生じた廃棄物の処理に関し、甲が 乙に協力を要請するにあたっての必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)「災害」 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定 する災害をいう。
 - (2)「災害廃棄物」 大規模な災害により一時的に大量に発生する廃棄物並びに避難所等から排出される廃棄物をいう。
 - (3)「協力」 災害廃棄物の処理及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務をいう。

(協力体制)

- 第3条 甲と乙は、あらかじめこの協定に基づく協定の内容について協議し、実効性 のある協力体制を構築するものとする。
- 2 乙は、災害時において、円滑に協力することができるように、平常時から甲と協力体制の整備に努めることとする。
- 3 乙は、災害廃棄物の処理等が円滑に行われるように、災害時に協力可能な乙の会員等が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、その数量等についてあらかじめ甲と共有するものとする。

(協力要請)

- 第4条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物の処理及び処理に伴い必要な事項に ついて協力を要請することができるものとする。
 - (1)災害廃棄物の撤去
 - (2) 災害廃棄物の収集・運搬
 - (3) 災害廃棄物の処理・処分
 - (4) 仮置場の管理・運営
 - (5) 仮置場での災害廃棄物の分別

- (6) 甲が指定する避難場所等の廃棄物の収集・運搬、処分
- (7)前各号に伴い必要となる事項
- 2. 甲は、前項の協力を要請するときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
 - (1) 災害の状況
 - (2) 災害廃棄物処理等の場所
 - (3) 災害廃棄物処理等の実施内容
 - (4) 災害廃棄物処理等の期間
 - (5) その他必要な事項

(情報の提供)

- 第5条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるよう、乙に市内の被災、復旧の状況等 必要な情報を適宜提供するものとする。
- 2 乙は、災害発生後、速やかに協力可能な乙の会員等が保有する人員、車両及び資機材の数量を把握し、甲に報告するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

- 第6条 乙は、第4条第1項の規定により要請を受けたときは、必要な人員、車両及 び資機材を確保し、甲の指示に従い、次の各号に掲げる事項に留意して災害廃棄物 の処理等を実施するものとする。
 - (1) 第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。
 - (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
 - (3)処理量の軽減及び処理の期間短縮のため、災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。
 - (4) 関係法令を遵守すること。

(処理等実施の報告)

- 第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を行った場合には、速やかに甲に次の各号に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。
 - (1)災害廃棄物処理等を実施した場所
 - (2) 実施した災害廃棄物処理等の内容
 - (3) 災害廃棄物処理等を実施した期間
 - (4)災害廃棄物処理等に要した人員、車両及び資機材の状況
 - (5) その他必要な事項

(費用の負担)

- 第8条 甲は、第4条第1項の協力要請により、乙が実施した災害廃棄物処理等に要した経費について、甲が必要と認めた額を負担するものとする。
- 2 甲が負担する経費の価格は、災害発生前の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物の処理等に要した費用が確定したときは、甲に対し前2項に規 定する経費の支払いを請求するものとする。
- 4 甲は、乙から前項に規定する請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を乙に支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とするときは、甲乙協議の上、支払日を定めることとする。

(第三者等に対する損害)

第9条 第6条に基づく災害廃棄物の処理等に際し、乙に係る従事者が甲又は第三者 に損害を与えたときは、甲の責めに帰するべき事由によるものを除き、乙の責任と 費用負担をもって対応することとする。

(災害補償)

第10条 第6条に基づき実施した災害廃棄物の処理等に際し、乙に係る従事者がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては生活環境部環境推進課、乙に おいては協会事務局とする。

(協定書の有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1月前までに甲又は乙から文書をもって協定を延長しない旨の通知がな いときは、この協定は更に1年延長されたものとし、以後の期間についてもまた同 様とする。

(協定の解除)

第13条 甲及び乙が緊急に協定に対する異議申立をした場合は、甲乙協議の上、申 し立ての日から1月後に協定の解除ができるものとする。 (協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又は協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

上記協定締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年5月29日

甲 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地 坂井市長 池 田 禎 孝

乙 福井県福井市米松2丁目24番20号 一般社団法人 福井県産業資源循環協会 会長 谷 﨑 晃